

(一社)静岡県LPガス協会からの大切なお知らせ

～LPガス協会ではお客様から信頼される取引を推進しています～

氏名等の明示違反

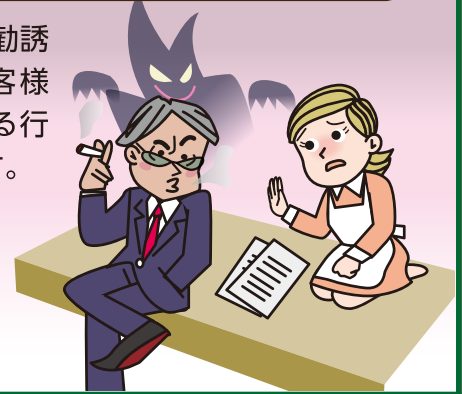
勧誘に際し、勧誘の目的を隠す行為や、事業者の名前を名乗らない行為は違法です。



特定商取引に関する法律 第3条違反

再勧誘の禁止

勧誘に際し、勧誘を断ったお客様の家には居座る行為は違法です。

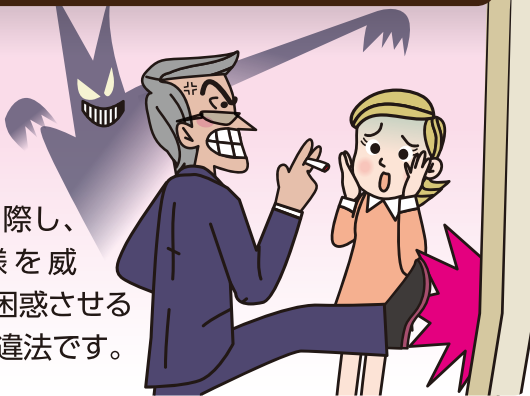


特定商取引に関する法律 第3条の2違反

このような訪問販売による勧誘はすべて違法(特商法違反)です。予め知識を身につけて、いざという時に備えましょう!

威迫して困惑させる行為の禁止

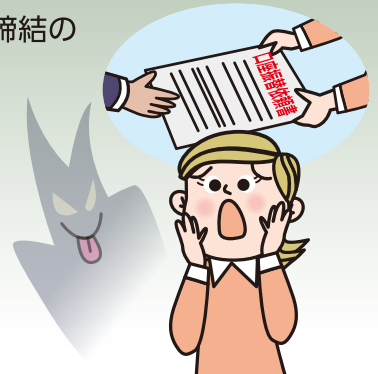
勧誘に際し、お客様を威迫して困惑させる行為は違法です。



特定商取引に関する法律 第6条の3違反

不実告知の禁止

勧誘に際し、契約締結の動機となる事実について、虚偽を述べる行為は禁止です。



特定商取引に関する法律 第6条の1違反

特商法の違反行為があったら申出制度を利用しましょう!!

申出制度

特商法のルールに違反した事業者についての情報を国や都道府県に提供し、適切な措置を求めることができる制度です。申出制度を利用する場合は、静岡県LPガスお客様相談所または販売店へご相談ください。

LPガスの事でお困りの方は静岡県LPガスお客様相談所または販売店へ!!

静岡県LPガスお客様相談所  **0120-17-2680** □受付時間 8:30~17:15 土・日・祝は除く



一般社団法人

静岡県LPガス協会

〒420-0064 静岡県葵区本通 6-1-10 [静岡県プロパン会館 3F]
TEL.054-255-2451 FAX.054-255-2474 www.shizuokalpg.or.jp

販売店



サギ電話はあなたのお宅にもかかってきます!

サギ電話発生状況(平成28年中)

●サギ電話

4,000件以上発生!

●特殊詐欺

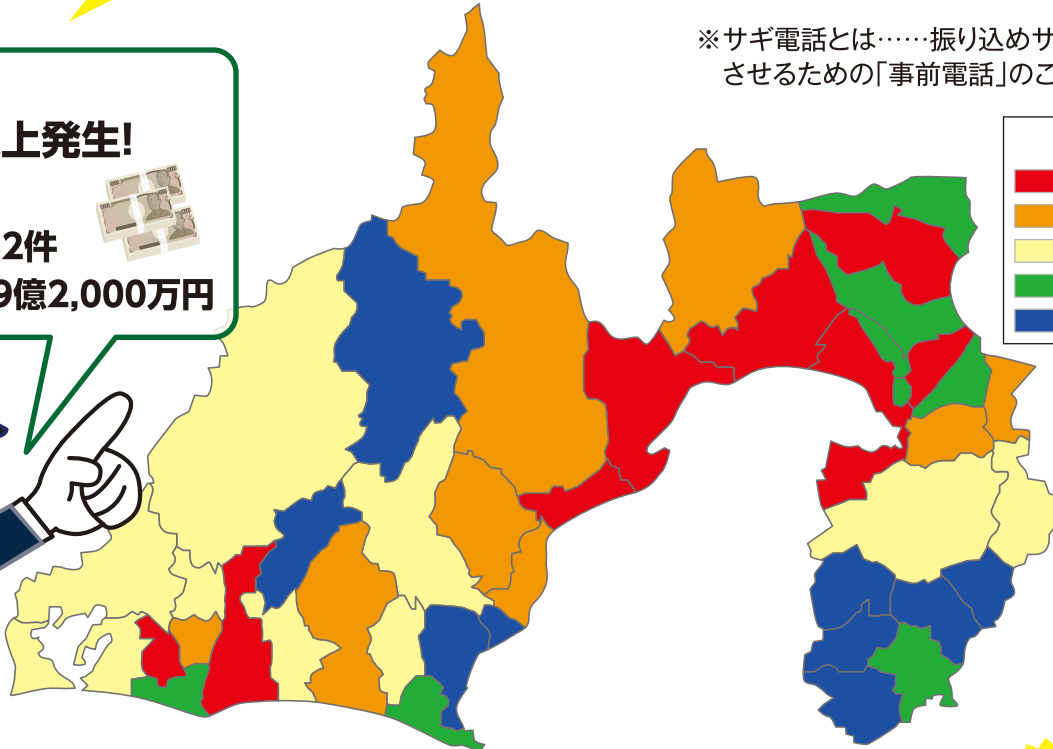
被害件数:332件

被害総額:約9億2,000万円



※サギ電話とは……振り込めサギを成功させるための「事前電話」のこと

凡例	
■	200件以上
■	100件~199件
■	50件~99件
■	20件~49件
■	0件~19件



! こんな言葉がでたらサギ! !

二七息子



「小切手の入ったカバンをなくした」
 「僕は行けないから代わりに人に渡して」
 必ず息子・孫に確認!本人以外にお金を渡さない!



二七職員



「医療費の払い戻しがあります」
 「近くのATMで手続きします」
 還付金の手続きはATMではできません!



二七警察官



「詐欺の犯人を捕まえたらあなたの口座が使われていました」
 「キャッシュカードを預かりに行きます」
 警察官や銀行協会の職員がカードを預かりに来ることはありません!



不審な電話があった場合は最寄りの警察署へ連絡を!

怪しいと思った時に確認ができる家族の携帯電話番号

通報する警察署の連絡先